

令和2年6月4日

伊豆箱根交通株式会社

伊豆箱根タクシー株式会社

## タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策について

当社は、タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策として、一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会が整理したガイドラインに基づき下記の通り実施いたします。

### 1.健康管理について

- ・従業員に対して、起床時や入社時の体温測定を行い、その結果や症状の有無を報告させ、健康状態の把握に努め、発熱や咳などの症状がある者は自宅待機とする。
- ・発熱や咳などの症状があり自宅待機となった従業員について、毎日の健康状態を確認した上で、症状が改善し、入社判断を行う際には、学会の方針などを参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。
- ・従業員に対して、休日はしっかりと睡眠を取り、休養に努めるよう求める。

### 2.社内での勤務について

- ・従業員に対し、就業時間内の定期的な手洗い、手指消毒を徹底する。このために必要となる水道設備や石けん、手指消毒液などを配置する。
- ・従業員に対し、勤務中のマスク等の着用を徹底する。
- ・飛沫感染防止のため、座席配置はできるだけ広く配置し、仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角もしくは横並びにするなど工夫する。
- ・1時間に数回程度、窓をあけ換気に努める。
- ・他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を最小限にするよう工夫する。
- ・出張は、地域の感染状況に注意し、不要不急の場合は見合わせる。

### 3.社内での休憩・休息スペースについて

- ・共有する物品(テーブル、椅子等)は、定期的に消毒する。
- ・使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。
- ・休憩スペースは、定期的に換気を行い、一定数以上が同時に休憩スペースに入らないなど、いわゆる「三つの密」を避けることを徹底する。
- ・休憩スペースでは、原則としてマスクを着用する。ただし、気温・温度の高い時において、屋外で他人と十分な距離を確保できる場合には適宜マスクをはずす。

### 4.車両・設備・器具について

- ・ドアノブ、電気のスイッチ、階段の手すり、ごみ箱、電話、共有のテーブル・いすなどの共有施設について、洗浄・消毒を行う。
  - ・車両点検用工具などの共有器具については、工具等を使用した際は、こまめに手洗い手指消毒を行うよう努める。
  - ・事業用自動車内の座席、手すりなど、乗務員や不特定多数の利用者が頻繁に触れる箇所については、こまめに消毒を行う。また、座席に掛ける布については、定期的に洗濯する。
- ※設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やエタノールなど、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。

### 5.運転者に対する点呼について

- ・対面により運転者に対して点呼を行う際には、適切な距離を保つこと、換気をする事等により、いわゆる「三つの密」を避けるための取組を行う。また、運行管理者等に対し、マスク着用や、点呼前後の手洗い等の基本的な感染予防対策を講じるよう徹底する。
- ・疲労、疾病等を報告させる際には、体温測定の結果を報告させることによる体調の確認を行うこと等により、健康状態を把握するとともに、発熱やせき等の症状があることが確認された場合には、自宅待機とする。
- ・始業点呼時に、マスクの着用や手洗いの励行等の感染予防対策が取れていることを確認する。
- ・酒気帯びの有無の確認において使用するアルコール検知器については、こまめに除菌する。

### 6.運行中について

- ・乗務員は、運行中はマスクの着用を徹底する。

- ・お客様の意向を確認した上で、エアコンによる外気導入や窓開け等の車内換気を行うとともに、車内換気を行っていることを表示する等により、お客様が安心して利用することができるように配慮する。
- ・お客様の降車後に、窓を開けて換気する等の車内換気に努める。

## 7.お客様に対する協力をお願い

- ・車内においては、マスク着用の協力をお願いする。